

○総務省告示第三百二十三号

放送法施行規則及び一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令の一部を改正する省令（令和七年総務省令第九十三号）の施行に伴い、次に掲げる告示は、廃止する。

令和七年九月十九日

総務大臣 村上誠一郎

- 一 平成二十三年総務省告示第二百七十四号（電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法を定める件）
- 二 平成二十三年総務省告示第二百八十三号（一般放送の設備及び業務に関する届出の特例第四条第一項の規定による電磁的方法により提出することができる書類及びその提出の方法を定める件）

附 則

この告示は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。